

# 「福島県木造住宅等耐震化支援事業」に係るQ&A

福島県 建築指導課  
制定 令和8年4月1日

福島県木造住宅等耐震化支援事業について、よくある質問をまとめました。  
なお、取り扱いについては実施市町村により異なる場合がありますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。

## < 目次 >

1	補助制度について	_____	1ページ
2	補助要件等について	_____	1ページ
3	補助対象等について	_____	1ページ
4	補助の申請手続きについて	_____	4ページ
5	他の補助金との併用について	_____	5ページ
6	その他	_____	5ページ

※このQ&Aは必要に応じ、更新します。

## 1 補助制度について

Q 1—1 福島県木造住宅等耐震化支援事業とは？

A 1—1 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の実施を促し、耐震性のない住宅の耐震改修を補助することで、安心・安全な住まいの実現につなげることを目的としています。

市町村・県・国が連携して県内の木造住宅の耐震化を必要とする住宅の所有者を支援する制度です。

Q 1—2 問合せや受付の窓口は？

A 1—2 住宅が存する市町村の担当課が窓口となります。

⇒市町村窓口

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/mokuzoutaisinsityouson.html>

## 2 補助要件等について

Q 2—1 建物の要件は？

A 2—1 以下すべてを満たすものが対象です。

- ・昭和56年5月31日以前に着工した戸建の木造住宅
- ・3階建て以下
- ・福島県内に立地している
- ・このほか、住宅が存する市町村が定める要件を満たすもの  
(税金の滞納がないこと、建築基準法上の重大な違反がないことなど、市町村により異なりますので、住宅が存する市町村窓口へご相談ください。)

Q 2—2 申請者の要件は？

A 2—2 住宅の所有者、賃借者又は購入予定者が対象です。

## 3 補助対象等について

Q 3—1 設計費に補助金は出ますか？

A 3—1 耐震診断の結果、耐震性がないと判断された場合は、耐震診断結果報告書と併せて補強計画を提示します。

設計のみへの補助は行っておりません。

Q 3—2 耐震改修と併せてリフォームを行った場合、補助の対象となりますか？

A 3—2 耐震改修に要した費用相当額は耐震改修補助の対象となり、耐震改修と併せて行うリフォーム工事に要した費用相当額はリフォーム工事の補助の対象となります。

なお、耐震改修及びリフォーム工事の補助の有無や上限額等は市町村により異なります。

Q 3—3 リフォーム工事の補助対象はどのような工事ですか？

A 3—3 耐震改修と併せて行うリフォーム工事に要する費用で、例えば、

- ・内装材や床材の貼替え等の内装工事
- ・壁や床に断熱材を入れる断熱工事
- ・便器や給湯器の交換等の設備工事
- ・台所や浴室のリニューアル工事
- ・EV用コンセント設置等の電気工事
- ・外壁材や屋根材の塗替え等の塗装工事
- ・雨どいの交換工事
- ・間取り変更に伴う壁等の造作工事

等です。

Q 3—4 リフォーム工事に要する費用の補助対象外はどのような工事ですか？

A 3—4 住宅の修繕や補修、模様替え、更新にあたらぬ工事、例えば、

- ・倉庫や離れ等の別棟の工事
- ・宅配ボックス、フェンス、植栽等の外構工事
- ・エアコンや洗濯機等の取り外し可能な家電の設置や取換え
- ・カーテンやブラインド等の備品設置や取換え
- ・床面積が増える増築、減る減築工事
- ・蓄電池や太陽光発電等の設備設置工事

等です。

Q 3—5 耐震化工事を行うために今の家から出るための引越と、耐震化工事が終わった家に戻るための引越の2回分が補助対象になるのですか？

A 3—5 2回分（往復分）の合計を1件の補助対象経費とします。

なお、行きか帰りの1回分（片道分）でも1件の補助対象経費とします。

Q 3—6 現在はアパートに住んでいますが、両親が暮らす実家の耐震化工事をして、これを機に実家で両親と同居しようと考えています。

別に住んでいる私たちのアパートから実家への引越は補助対象ですか？

A 3—6 対象外です。

耐震化工事を行う住宅から他の住戸（仮住まい先）への引越と、この他の住戸（仮住まい先）から耐震化工事後の住宅へ戻るための引越が対象です。

Q 3—7 別表 4（5）引越の添付書類③で必要な見積書がない場合はどうすればいいですか？

A 3—7 補助対象経費が明示された、契約書または請求書をご提出ください。  
なお、運搬費用（人件費を含む。）、荷造り費（資材費を含む。）を補助対象経費とし、ハウスクリーニングや不用品処分等の費用は補助対象経費に含みません。

Q 3—8 別表 4（5）引越の添付書類④で必要な領収書等には何が含まれますか？

A 3—8 支払者の氏名、金額、支払日、支払先の明記がされている銀行振込明細書、クレジットカード利用明細書も含みます。

Q 3—9 自家用車やレンタカー等、自身で引越を行った場合の費用は補助対象になりますか？

A 3—9 引越業者又は運送業者に支払った費用が補助対象なので、ご自身での引越は対象外です。

Q 3—10 耐震改修工事にかかる費用はいくらですか？

A 3—10 住宅の規模や改修方法により大きく異なります。

下記パンフレットで目安が紹介されています。

・木造住宅の耐震改修の費用－耐震改修ってどのくらいかかるの？

<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/files/2014/05/hiyou.pdf>

※ご注意：本パンフレットで紹介する耐震改修工事費の目安や工事費の目安を算出する式は、2010年公表当時の情報であり、昨今の物価高騰については考慮されておられませんのでご注意ください。

（2025年4月）

【出典：（一財）日本建築防災協会】

・耐震改修ってどのくらいかかるの？耐震改修工事費の目安

<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/files/2020/07/koujihi.pdf>

※ご注意：本パンフレットで紹介する耐震改修工事費の目安や工事費の目安を算出する式は、2020年公表当時の情報であり、昨今の物価高騰については考慮されておられませんのでご注意ください。

（2025年4月）

【出典：（一財）日本建築防災協会】

## 4 補助の申請手続きについて

Q 4—1 契約のタイミングは？

A 4—1 事前に市町村の窓口で補助の申請が必要です。

補助を利用するためには、事前に窓口で申請を行い、交付決定通知を受け取ってから契約をする必要があります。また、いずれの補助についても年度内に工事等が完了する必要があります。

Q 4—2 補助を受けるために必要な書類は？

A 4—2 市町村により異なります。

市町村HPをご覧ください。市町村窓口へご相談ください。

Q 4—3 申込（受付）期限はありますか？

A 4—3 市町村により異なります。

また、予算がなくなり次第、受付を終了する場合があります。

## 5 他の補助金との併用について

Q 5—1 福島県木造住宅等耐震化支援事業 補助金交付要綱 別表2(3)リフォーム工事に要する費用の括弧書きにある、知事が別に定める補助金等とは何ですか？

A 5—1 以下の事業の補助金です。

- ・みらいエコ住宅2026事業（国）
- ・先進的窓リノベ2026事業（国）
- ・給湯省エネ2026事業（国）
- ・既存住宅の断熱リフォーム支援事業（国）
- ・結婚新生活支援事業（市町村）

## 6 その他

Q 6—1 注意することはありますか？

A 6—1 本事業を装った詐欺等にお気をつけください。

- ・市町村で業者を紹介することはありません
- ・県や市町村から業者へ依頼し、直接訪問することはありませんのでご注意ください。

Q 6—2 上部構造評点が1.0以上であれば、大地震が来ても安全ですか？

A 7—2 絶対に安全とは言えません。

上部構造評点1.0以上1.5未満は大地震（震度6強～7）でも「一応倒壊しない」という判定になります。

建物への被害が発生することは考えられます。